

# 兵庫県公報

平成24年6月29日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（都市政策課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第38号）

福祉のまちづくりの一層の推進を図り、高齢者等が安心して生活できるよう、次のとおり所要の整備を行うこととした。

#### 1 公共の交通機関の施設

- 乗車券等販売所、待合所、案内所及び休憩施設を設ける場合の構造及び設備について必要な基準（以下「整備基準」という。）を定める。
- 高齢者等利用経路、改札口及び乗降場の整備基準に新たな整備基準を追加する。
- 災害等のため一時使用する施設については、整備基準を適用しないことができることとする。

#### 2 道路

歩道の整備基準に新たな整備基準を追加する。

#### 3 公園等

- 広場、屋根付広場、休憩所、管理事務所、野外劇場、野外音楽堂、水飲場及び手洗場を設ける場合の整備基準を定める。
- 園路、便所、掲示板及び標識の整備基準に新たな整備基準を追加する。
- 駐車場に設ける車椅子利用者利用駐車施設の数を改める。
- 災害等のため一時使用する施設については、整備基準を適用しないことができることとする。

## 規 則

福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第38号

#### 福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

福祉のまちづくり条例施行規則（平成5年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

#### (2) 次に掲げる公園、緑地等の施設（以下「公園等」という。）

ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

イ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地

ウ 勤労者総合福祉施設運営基金条例の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第7号）附則第2項の規定による廃止前の勤労者総合福祉施設整備基金条例（昭和52年兵庫県条例第5号）第1条に規定する勤労者総合福祉施設整備基金がその整備の資金に充てられ、又は勤労者福祉基金条例（昭和56年兵庫県条例第4号）第1条に規定する勤労者福祉基金がその改修の資金に充てられた野外活動施設

第3条第3号及び第4号を削る。

別表第1の3中「客席を設ける」を「集客、集会等を目的とする」に改め、同表10の(1)中「駅」の右に「又は軌道の停留場」を加え、「これ」を「これら」に改め、「施設」の右に「(以下「鉄道駅等」という。)」を加え、同表10の(2)を削り、同表10の(3)を同表10の(2)とする。

別表第3第2の1整備基準の欄を次のように改める。

<p>第1の1（(1)のイ及びオを除く。）に掲げるものとするほか、高齢者等利用経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる経路にあっては、それぞれその1以上を、高齢者等利用経路にすること。</p> <p>ア 地上の道等から一般の旅客が利用する改札口を経由し、各乗降場の車両等の乗降口までの経路</p> <p>イ 乗車券等販売所、待合所又は案内所を設ける場合にあつては、アの経路（高齢者等利用経路としたものに限る。ウ及びエにおいて同じ。）からそれぞれ当該乗車券等販売所、待合所又は案内所までの経路</p> <p>ウ 車椅子使用者利用便房を設ける場合にあつては、アの経路から当該車椅子使用者利用便房までの経路</p> <p>エ 車椅子使用者利用駐車施設を設ける場合にあつては、アの経路から当該車椅子使用者利用駐車施設までの経路</p> <p>(2) (1)の高齢者等利用経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア (1)のアの経路において床面に高低差がある場合は、エレベーターを設けること。ただし、床面の高低差が小さい場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができるものとする。</p> <p>イ (1)のイからエまでの経路上に段又は階段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>	<p>全ての規模。ただし、第1の1の(2)及び第2の1の(2)に掲げる事項にあつては、1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分への適用に限り、床面積の合計2,000平方メートル以上又は1日当たりの平均乗降客数3,000人以上の規模とする。</p>
---	--

別表第3第2の5中「ほか」の右に「、高齢者等が利用する傾斜路は」を加え、同表第2の6の(1)中「出入口が」を「鉄道駅等に出入口が」に改め、同表第2の6適用規模の欄を次のように改める。

全ての規模。ただし、(2)及び(3)に掲げる事項にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上又は1日当たりの平均乗降客数3,000人以上の規模とする。

別表第3第2の9適用規模の欄を次のように改める。

(1) 第1の10の(1)に掲げる事項にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模

(2) 第1の10の(2)に掲げる事項にあつては、全ての規模

別表第3第2中

13 改札口	改札口その他これに類するもののうち1以上は、幅を、80センチメートル以上とすること。
14 乗降場	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) ベンチその他の休憩設備を設けること。</p> <p>(3) 鉄道の駅又は軌道の停留場のプラットホームは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の線路側への転落を防止するための設備を設けるものであること。</p> <p>イ 線路側以外の端部に転落防止柵を設けるものであること。</p> <p>ウ 車両の接近を文字等及び音声により警告するための設備を設けるものであること。</p> <p>(4) バスターミナルの乗降場は、端部のうち、車両の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分に、柵、点状ブロックその他の視覚障害者の当該場所への進入を防止するための設備を設けること。</p> <p>(5) 旅客船ターミナルの乗降場は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 柵、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けるものであること。</p> <p>イ タラップその他の乗降用設備は、次に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>(イ) 手すりを設けるものであること。</p> <p>(6) 航空旅客ターミナルの旅客搭乗橋は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1以下であること。</p> <p>ウ 手すりを設けるものであること。</p>

を  
「

13 乗車券等 販売所、待 合所及び案 内所	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号。第2において「省令」という。）第16条（第1項第1号を除く。）及び第17条の基準に同じ。
14 休憩設備	省令第18条の基準に同じ。
15 改札口	<p>(1) 鉄道駅等にあつては、省令第19条（省令第22条において準用する場合を含む。）の基準に同じ。この場合において、省令第19条第1項中「移動等円滑化された経路」とあるのは、「高齢者等利用経路」とする。</p> <p>(2) 航空旅客ターミナル施設にあつては、省令第29条の基準に同じ。</p>
16 乗降場等	(1) 鉄道駅等のプラットホームにあつては、省令第20条及び第21条（省令第22条において準用する場合を含む。）の基準

	同じ。 (2) バスターミナルの乗降場にあつては、省令第23条の基準に同じ。 (3) 旅客船ターミナルの乗降用設備等にあつては、省令第24条及び第26条の基準に同じ。 (4) 航空旅客ターミナル施設の保安検査場の通路等にあつては、省令第27条（第3項を除く。）及び第28条第1項の基準に同じ。	
17 一時使用 目的の施設	災害等のため一時使用する施設については、1から16までの基準によらないことができるものであること。	1から16までに掲げるそれぞれの規模

に改め、同表第2の備考2中「第1の基準を適用する」を「整備基準を第1の基準に掲げるものとする」に改め、同表第2の備考に次のように加える。

3 整備基準を省令の基準に同じとする場合においては、省令の規定中「高齢者、障害者等」とあるのは、「高齢者等」とする。

別表第3第3を次のように改める。

第3 道路に関する整備基準

整 備 箇 所	整 備 基 準
歩道	(1) 幅は、200センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (2) 舗装は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号。第3において「省令」という。）第5条第2項の基準に同じ。 (3) 省令第7条第1項の基準に適合する縁石線を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）に対する縁石の高さは、省令第7条第2項の基準に同じ。ただし、歩行者の安全な通行が確保されている場合であつて、雨水等の適切な排水が確保できるときには、必要に応じ5センチメートルまで低くすることができるものとする。 (5) 車道等に対する高さは、省令第8条（第1項ただし書を除く。）の基準に同じ。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、次に掲げる部分の車道等に対する高さは2センチメートルを標準とし、そのすりつけ勾配は8パーセント以下とすること。 ア 歩道の巻込み部分 イ 歩道が横断歩道と接する部分 (6) 次に掲げる部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするほか、縁石に勾配が12.5パーセント以上の傾斜又は溝を設けること等視覚障害者が車道等との境界を識別するための措置を講ずること。 ア 歩道の巻込み部分 イ 歩道が横断歩道と接する部分 (7) 横断歩道が中央分離帯を横断する部分は、車道等と同じ高さとする。ただし、横断する者の安全を確保するために当該中央分離帯にその者を滞留させる必要がある場合は、車道等に対する高さは2センチメートルを標準とするほか、縁石に勾配が12.5パーセント以上の傾斜又は溝を設けること等視覚障害者が車道等との境界を識別するための措置を講ずること。 (8) 乗合自動車停留所を設ける歩道の部分の車道等に対する高さは、省令第17条の

	<p>基準に同じ。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 視覚障害者が安全かつ快適に利用するために必要であると認められる箇所に、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。</p>
--	--

備考 整備基準を省令の基準に同じとする場合においては、省令の規定中「歩道等」とあるのは、「歩道」とする。

別表第3に次のように加える。

第4 公園等に関する整備基準

整 備 箇 所	整 備 基 準
1 園路及び広場	<p>(1) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第115号。第4において「省令」という。)第3条の基準に同じ。この場合において、同条中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第3条第1号に規定する園路及び」とあるのは、「公園等の出入口と2から8までの施設その他主要な施設との間の経路及び駐車場と当該施設(当該駐車場を除く。)との間の経路を構成する園路並びに」とする。</p> <p>(2) 省令第3条第2号の通路にあつては、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 縦断勾配が5パーセントを超える箇所にあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>(4) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けるものであること。</p> <p>イ 通路を横断する排水溝に車椅子のキャスターが落ち込まないように措置するものであること。</p> <p>(3) 省令第3条第3号の階段及び同条第5号の傾斜路に設ける手すりにあつては、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に設けるものとする。</p>
2 屋根付広場	省令第4条の基準に同じ。
3 休憩所及び管理事務所	省令第5条の基準に同じ。
4 野外劇場及び野外音楽堂	省令第6条の基準に同じ。
5 駐車場	<p>(1) 省令第7条(第2項第2号を除く。)の基準に同じ。この場合において、同条中「車いす利用者用駐車施設」とあるのは、「車椅子利用者利用駐車施設」とする。</p> <p>(2) 車椅子利用者利用駐車施設を次に掲げるものとする。</p> <p>ア 出入口又はエレベーターまでの通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 路面に高低差のある場合には、第1の5の(1)のイからエまで及び(2)のアからウまでに掲げる傾斜路又は第1の6の(4)のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けるものであること。</p> <p>(4) 第1の9の(1)のア及び(2)のウに掲げるものであること。</p> <p>イ 屋外のものにあつてはその出入口、屋内のものにあつては出入口又はエレベーターにそれぞれ近い位置に設けるものであること。</p>

	ウ 第1の10の(1)のウ及びエに掲げるものであること。
6 便所	<p>(1) 省令第8条から第10条まで（省令第9条第3項において準用する同条第1項第1号イを除く。）の基準に同じ。</p> <p>(2) 省令第8条第1項の便所の1以上に、第1の7の(2)のアの(ア)から(ウ)までに掲げる洗面所を設けるものとする。</p> <p>(3) 省令第8条第1項の便所の1以上に、ベビーチェアを備えた便房及び乳幼児のおむつを交換できる台を1以上設け、ベビーチェアを備えた便房の出入口付近の見やすい位置にベビーチェアを備えた便房である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口又はその付近の見やすい位置に当該便房及び当該台を備えた便所である旨を表示する標識を設けるものとする。</p> <p>(4) 省令第9条第1項の便所にあつては、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 省令第9条第1項第1号ハの傾斜路にあつては、幅は90センチメートル以上とし、勾配は12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないものであること。</p> <p>イ 省令第9条第1項第1号ニの標識にあつては、J I S適合図を用いて表示し、同号の規定にかかわらず、出入口又はその付近の見やすい位置に設けるものであること。</p> <p>ウ 省令第9条第1項第1号ホの戸にあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。</p> <p>(ロ) 戸の前後に高低差を設けないものであること。</p> <p>(5) 省令第9条第2項の便房にあつては、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 出入口の幅は、85センチメートル以上であること。</p> <p>イ 省令第9条第2項第2号の標識にあつては、J I S適合図を用いて表示し、同号の規定にかかわらず、出入口付近の見やすい位置に設けるものであること。</p> <p>ウ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。</p> <p>(6) 省令第8条第2項第2号の便所にあつては、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>イ 第1の7の(2)のアの(ア)から(ウ)までに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、第1の7の(2)のアの(イ)については、この限りでない。</p> <p>ウ 省令第10条の規定により読み替えて適用する省令第9条第2項第2号の標識にあつては、J I S適合図を用いて表示し、同号の規定にかかわらず、出入口又はその付近の見やすい位置に設けるものであること。</p> <p>エ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。</p>
7 水飲場及び手洗場	省令第11条の基準に同じ。
8 掲示板及び標識	<p>(1) 省令第12条及び第13条の基準に同じ。</p> <p>(2) 園路の要所及び主要な出入口の付近に設けるものとする。</p>
9 一時使用目的の施設	災害等のため一時使用する施設については、1から8までの基準によらないことができるものであること。

備考 整備基準を省令の基準に同じとする場合においては、省令の規定中「高齢者、障害者等」とあるのは、「高齢者等」とする。

別表第4の3の1の款中「公衆便所及び停車場等」を「停車場等及び公衆便所」に、「並びに同項第3号、第4号イ及び第5号」を「及び第5号」に、

「

政令第18条第2項第2号ロ(外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。)	(1) 公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 停車場等及び公衆便所を除く建築物にあつては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
--	---

を  
「

政令第18条第2項第2号ロ(外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。)	(1) 公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 停車場等及び公衆便所を除く建築物にあつては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
政令第18条第2項第3号及び第4号イ	(1) 公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 停車場等及び公衆便所を除く建築物にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模

に改める。

別表第4の4の2の款(2)中「部分は」を「部分にあつては」に改め、同款(2)アからウまでの規定中「廊下等の」を削り、同表3の款(5)本文中「部分の」の右に「上端に近接する踊場の部分(視覚障害者等が利用するものであって、段がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。)及び」を加え、同款(5)ただし書中「踊場の」を削り、同款(5)のア中「階段の踊場の」を削り、同款(5)のイ中「踊場の」を削り、同款中(6)を(7)とし、(5)の次に(6)として次のように加える。

(6) 停車場等にあつては、手すりの端部の付近に、階段の通ずる場所を点字により表示するものであること。

別表第4の4の4の款(4)本文中「部分の」の右に「上端に近接する踊場の部分(視覚障害者等が利用するものであって、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。)及び」を加え、同款(4)ただし書中「踊場の」を削り、同款(4)のア及びイ中「部分の」の右に「上端に近接する部分(視覚障害者等が利用するものであって、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。)又は」を加え、「踊場の」を削り、同款(4)のウ及びエ中「踊場の」を削り、同表5の款(1)のキ中「多数の者」を「不特定かつ多数の者」に改め、「(床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。)」を削り、同款(3)中「床面積」を「停車場等及び床面積」に改め、「特別特定建築物」の右に「(停車場等を除く。)」を加え、同表6の款(2)中「政令第14条第1項の規定によるものとする便所は、次に掲げる」を「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便所をそれぞれ1以上設ける」に改め、同款(2)のウの(イ)中「公衆便所」を「停車場等及び公衆便所」に改め、同表8の款(1)のアを次のように改める。

ア 段がある部分は、次に掲げるものであること。

(7) 政令第12条第6号並びに3の(1)、(3)、(4)、(6)及び(7)に掲げるものであること。

(4) 停車場等にあつては、3の(1)に掲げる手すりを両側に設けるものであること。

別表第4の4の8の款(3)ただし書中「敷地の出入口付近にモニター付きインターフォン等音声による誘導案内設備を設け、かつ、道等から当該設備までの経路が政令第21条第2項及び(5)に規定するものである場合」を「視覚障害者の利用上支障がないものとして次に掲げる場合」に改め、同款(3)に次のように加える。

ア 建築物を管理する者等が常時勤務する当該建築物の内部にある案内所から敷地の出入口を容易に視認できる場合

イ 敷地の出入口付近にモニター付きインターフォン等音声による誘導案内設備を設け、かつ、道等から当該設備までの経路が政令第21条第2項及び(5)に規定するものである場合

別表第4の4の8の款(5)ただし書中「掲げる部分は」を「掲げる部分並びに勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に

近接する部分は」に改め、同表11の款(2)の項イ中「官公署」の右に「及び停車場等」を加え、同款(3)の項ウ中「階段」の右に「及び駐車施設」を加え、同表11の款に次のように加える。

(4) 案内設備までの経路	<p>政令第21条第2項の規定によるものとする視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分は、視覚障害者に対し段差等の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、ア及びイに掲げる部分のうち2の(2)のアからウまで、3の(5)のア及びイ並びに4の(4)のアからエまでに掲げる部分は、この限りでない。</p> <p>ア 段又は傾斜路の上端に近接する部分（視覚障害者等が利用するものであって、段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。）又は下端に近接する部分</p> <p>イ 段又は傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（視覚障害者等が利用するものであって、段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。）又は下端に近接する踊場の部分</p> <p>ウ 車路を横断する部分</p>
---------------	--

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。